



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
2月25日
第591号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※令和元年国土交通省告示第786号第2項の規定により知事が定める気候風土適応住宅の基準(建築課) 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定(循環社会推進課) 2
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課) 2
- 道路の供用開始(道路保全課) 2
- 河川法に基づく工作物の保管(流域政策局) 3

○ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課) 3
- 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) 4

○ 議 会 告 示

- ※滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正 4

○ 正 誤

- ※令和6年12月27日付け号外(4)滋賀県訓令第32号中 5

告 示

滋賀県告示第76号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件(令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。)第2項の規定により、基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを次のように定める。

令和7年2月25日

滋賀県知事 三日月 大造

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること。
- (2) 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
- (3) 屋根が茅葺であること。
- (4) 次のアおよびイのいずれにも該当すること。
 - ア 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当すること。
 - (ア) 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること。
 - (イ) 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
 - (ウ) 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
 - (エ) 工法について、貫工法であること。
 - (オ) 柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。
 - イ 次の(ア)から(カ)までのいずれか1つ以上または(イ)から(カ)までのいずれか3つ以上に該当すること。ただし、アの(ア)から(カ)までのいずれにも該当しない場合は、次の(ア)から(カ)までのいずれか3つ以上(イ)または(カ)を含むものに限る。)に該当すること。
 - (ア) 屋根が次のいずれかの構造であること。
 - a 化粧野地天井
 - b 面戸板現し

c せがい造り

- (イ) 床が板張りであること。
- (ロ) 窓の過半が地場製作の木製建具であること。
- (エ) 主たる居室の天井が^{さおぶち}竿縁天井または^{あじろ}網代天井であること。
- (オ) 縁側(外縁を除く。以下同じ。)の室内側に建具(開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ(建具が複数ある場合にあつてはその合計)が3.64m以上のものに限る。以下同じ。)を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。
- (カ) 県産材を7.5m³以上(そのうち構造材に3m³以上)使用していること。
- (キ) 柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒(ケラバの部分を除く。)を設けていること。
- (ク) 自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県告示第77号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

指 定 区 域	埋立地の区分
彦根市中山町字キトラ380番1の一部、381番8、381番13の一部、381番15、381番17の一部、395番8、418番1の一部、418番4、418番5の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号の埋立地

滋賀県告示第78号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年2月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
スフィード訪問看護ステーション	草津市上笠三丁目25-31ハイツヒロノ2号102号	合同会社スフィード 代表社員 小針高子	草津市下物町382	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.3.1	2560690295

滋賀県告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年2月25日から令和7年3月11日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	東近江市今町字尺町483番1地先から 東近江市今町字海老田461番1地先まで	令和7.2.25	L=130.0m
佐生今線	東近江市今町字御屋敷428番地先から	令和7.2.25	L=24.4m

東近江市今町字御屋敷428番2地先まで

滋賀県告示第80号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第4項の規定に基づき工作物(動産)を保管したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年2月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 保管した工作物(動産)の名称等

保管した工作物(動産)			保管した工作物(動産)の放置されていた場所	除去した日 時	保管を始めた日 時	保管の場所
名称または種類	形状	数量				
船舶	プレジャーボート、漁船	17隻	東近江市伊庭町地先	令和7.2.7 10時	令和7.2.7 11時	東近江市伊庭町地先

- 2 保管した工作物(動産)の返還に係る事項 保管した工作物(動産)について返還を求める場合は、令和7年8月7日までに滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室または滋賀県東近江土木事務所に申し出なければならない。
 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室 電話番号 077-528-4156
 東近江市八日市緑町7番23号 滋賀県東近江土木事務所管理調整課 電話番号 0748-22-7740

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和7年2月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート南郷店 大津市南郷一丁目59番1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 関電不動産開発株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号 代表取締役 遠藤恵美(福本恵美)
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか未定
- 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年10月8日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,155平方メートル
- 駐車場の収容台数 78台
- 駐輪場の収容台数 62台
- 荷さばき施設の面積 91平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 14.0立方メートル
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時50分まで
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
- 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 届出年月日 令和7年2月7日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - 縦覧期間 令和7年2月25日から令和7年6月25日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和7年6月25日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年2月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 ココット彦根 彦根市松原町石持1836-1ほか
- 変更した事項
 - 変更前
 - 大規模小売店舗の名称および所在地 フレスポ彦根 彦根市松原町石持1836-1ほか
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 近江鉄道株式会社 彦根市駅東町15番1 代表取締役社長 飯田則昭
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1 代表取締役 藤原祐介
 - 変更後
 - 大規模小売店舗の名称および所在地 ココット彦根 彦根市松原町石持1836-1ほか
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 近江鉄道株式会社 彦根市駅東町15番1 代表取締役社長 藤井高明
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1 代表取締役 大峯伊索
- 変更年月日 アについては令和6年3月6日、イについては令和7年1月1日、ウについては同年1月17日
- 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称変更のため、イについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、ウについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 届出年月日 令和7年2月6日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - 縦覧期間 令和7年2月25日から令和7年6月25日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和7年6月25日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

議 会 告 示**滋賀県議会告示第1号**

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年2月25日

滋賀県議会議長 有村 國 俊

第3条第6号中「保険者番号および加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号および組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号および被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の右に「または同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号および組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号および被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第4条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

別記様式第2号中

「運転免許証 個人番号カード
健康保険の被保険者証 その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。」

を

「

運転免許証 個人番号カード
その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。」

に改め、同様式注2中

「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。」を削る。

別記様式第3号注2および別記様式第4号注2中「、健康保険の被保険者証等」を削る。

別記様式第13号中

「運転免許証 個人番号カード
健康保険の被保険者証 その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。」

を

「

運転免許証 個人番号カード
その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。」

に改め、同様式注2中

「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。」を削る。

別記様式第20号中

「運転免許証 個人番号カード
健康保険の被保険者証 その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。」

を

「

運転免許証 個人番号カード
その他（ ）
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えて送付してください。」

に改め、同様式注2中

「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。」を削る。

付 則

- この告示は、令和7年2月25日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、同年3月24日から施行する。
- この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

正 誤

令和6年12月27日付け号外(4)滋賀県訓令第32号中

ページ	行	誤	正
7	17	滋賀県訓令第32号	滋賀県訓令第33号

